令和６年4月

「福岡県バリアフリー交通推進事業補助金」申請等手続における留意点について

福岡県　企画・地域振興部　交通政策課

この資料は、福岡県が実施する「福岡県バリアフリー交通推進事業補助金」の交付申請等に当たり申請者が留意すべき事項について記載しています。

　申請に当たっては、補助金交付要綱及び本資料の記載内容を熟読し、条件等をご理解いただいた上、申請していただくようお願いいたします。

☆令和6年度の主な変更点及び留意事項

◯ 補助対象車両及び補助金の額について、以下のとおり変更になります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　 | 対象車両 | 補助上限額 |
| （変更前） | 認定レベル１認定レベル２福祉タクシー | 600千円/台 |
| （変更後） | 認定レベル１認定レベル２福祉タクシー認定レベル準１ | 600千円/台400千円/台 |

◯UDタクシーについては、身体障がいのある方のみならず、妊娠中の方、外国人等のあらゆる方にとってユニバーサルな対応が必要となりますので、UDタクシーの補助については、介護関係の資格取得や研修修了のみをもって認めることはできません（従来から変更なし）。

Ⅰ．補助金の申請・報告について

　１　補助金交付申請

　　・申請受付期間

令和6年4月26日（金）～令和6年5月24日(金)

・申請方法

以下、提出資料を作成及び添付の上、１部クリップ止めしたものをクリアファイルに入れて提出ください。（ステープルでとめないでください。）

※原則郵送での受付とします。

　【提出資料】

　　〇 交付申請時確認チェック表・・・・・・・・・・・・・・・・（別添１参考様式）

　　〇 交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（要綱様式第１号）

➢**補助申請者が記名押印又は署名（フルネーム）したもの。**

〇 別紙１ 補助事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・（要綱様式第１号別紙１）

　➢補助申請者がタクシー事業者かリース事業者かで様式が異なります。

〇別紙２　役員等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・（要綱様式第１号別紙２）

　➢リース事業者の場合、申請者の役員等一覧に併せて貸与先事業者の一覧も必要。

　➢役員等については、申請日時点での登記された役員全員の記載が必要。

〇別紙３　誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（要綱様式第１号別紙３）

　➢**補助申請者の押印は必要ありません。**

〇 研修実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（要綱様式第１号別紙４）

➢研修の種別にかかわらず提出が必要です。

〇 一般乗用旅客自動車運送事業者の許可証の写し・・・・・・・・・・・（添付資料）

　➢リース事業者の場合、貸与先事業者の許可証の写しが必要。

〇 車両本体価格がわかる書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（添付資料）

➢補助申請者宛の見積書（写し可）

〇 法人登記簿謄本又は住民票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（添付資料）

➢法人の場合、補助申請者及び自動車使用者の法人登記簿謄本

➢個人事業者の場合、住民票（マイナンバーの記載がないもの）

（上記のいずれも申請日を含む3か月以内に発行されたもの。（コピー可））

〇 県税に滞納がないことを証する書類・・・・・・・・・・・・・・・（添付資料）

➢県税事務所が発行する納税証明書

　（申請日を含む3か月以内に発行されたもの。（コピー可））

〇 その他添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・　・・・・・・（添付資料）

［その他添付資料について］

　 ➢振込先口座の内容が確認できる書類

・支払請求書に記載する振込先口座が確認できる通帳部分の写し等。

➢福岡県の債権者登録を行っており、債権者コードがある場合は不要。

【福祉タクシーを導入する場合】

➢車両構造が分かる書類（カタログ等）

【補助申請者がリース事業者の場合】

➢リース会社からタクシー事業者に提示したリース契約の見積書又は契約書案

➢タクシー事業者への補助金の還元方法を記載した書面

・一括で還元（リース料に反映させない）する場合は、還元方法に係る説明書

・リース料の減額により還元する場合は、補助金がない場合の料金と、補助金を活用した場合の料金を比較した貸与料金算定根拠明細書

※提出資料については、この他必要に応じて追加の提出を指示する場合があります。

※交付決定を受けるまでは、発注・契約は行わないでください。

➢発注・契約の日付は、次の②に記載する県の「交付決定」の日付以降としてください。

➢県の交付決定日以前に発注・契約を行った場合は補助対象外となります。交付決定後に判明した場合、交付決定は取消となります。

２　交付決定通知

　　交付申請書類に不備がなく、交付要綱第3条に定める県協議会において認められた場合、速やかに交付決定通知書（要綱様式第2号）を申請者に送付します。

３　変更・中止交付申請

　当初申請に対する交付決定の通知を受けた内容について、事業内容の変更(導入台数の

変更、車種の変更等)又は補助事業の中止がある場合に申請を行ってください。

なお、次のいずれかに該当する場合で、補助金額の増を生じない場合は実績報告時に確定するため、変更申請を提出する必要はありません。

・事業計画の細部の変更であり事業目的の達成に支障がないもの（交付申請書に記載した「完了予定日」、「納車予定日」の変更等）

・車種の変更等による補助金の額の減額が 20 ％以内の変更であるもの軽微な変更

【提出資料】

〇（変更・中止）申請書・・・・・・・・・・・・・・・・（要綱様式第３号）

➢補助申請者が記名押印又は署名（フルネーム）したもの。

〇 添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（添付資料）

［添付資料について］

【変更の場合】

　　　➢交付申請した際に提出した資料のうち、変更箇所が分かるようにしたもの

　　　➢変更箇所の根拠となる資料

【中止の場合】

　➢添付資料は特に必要ありません。

※提出資料については、この他必要に応じて追加の提出を指示する場合があります。

４　変更交付決定通知

　　変更・中止交付申請書類に不備がなく、申請内容が適正と判断した場合、速やかに変更交付決定通知書（要綱様式第4号）を申請者に送付します。

５　実績報告

　補助事業が完了した日（すべての車両が納車された日）から30日を経過した日又は、翌年度の4月10日のいずれか早い日までの実績報告が必要です。

【提出資料】

〇 実績報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（要綱様式第５号）

➢**補助申請者の押印は必要ありません。**

〇 別紙1 補助事業実績調書 　・・・・・・・・・・・・(要綱様式第５号別紙１)

〇 別紙2 研修受講者及び資格者数調べ 　・・・・・・・(要綱様式第５号別紙２)

　➢ユニバーサルドライバー研修終了証（写し）を併せて提出

〇 ※研修当日に使用した資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・（添付資料）

　 ➢研修及び資格「イ　その他知事が認めた研修等」を受講した場合に必要

➢研修当日の（次第、テキスト等）、受講者名簿、実施の様子が分かる写真

〇 購入車両の自動車検査証の写し ・・・・・・・・・・・・・・・（添付資料）

➢車検証の所有者欄は補助申請者名である必要があります。自動車販売会社が所有者欄に記載される「所有権留保」は認められません。

➢車検証の使用者欄はタクシー事業者であることが必要です。

➢車検証の使用の本拠の位置は、県内であることが必要です。

〇 購入車両の補助対象経費（車両本体価格）の額が確認できる書類 （添付資料）

　　➢補助対象者あての請求書等（写し可）

〇 購入車両の支払の実績が確認できる書類 ・・・・・・・・・・・（添付資料）

➢補助対象者あての領収書等（写し可）

〇 補助対象車両の写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（添付資料）

➢車体正面、背面（ナンバープレートを入れること）

〇 その他添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（添付資料）

［その他添付資料について］

【リース事業者の場合】

➢一括で還元（リース料に反映させない）する場合は、タクシー事業者が還元を受けたことがわかる書類

➢リース料の減額により還元する場合は、リース契約書（写し）

※提出資料については、この他必要に応じて追加の提出を指示する場合があります。

※実績報告を受け、本県職員による検査を行う場合がありますので御了承ください。

　６　額の確定通知

実績報告の内容を確認し適切と判断した場合は確定通知書（要綱様式第6号）を送付します。

７　遅延報告・状況報告

　　補助事業が完了予定日までに完了できない、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに福岡県交通政策課に連絡してください。

　　また、事業の完了見込について、県から補助事業者へ問い合わせを行うことがあります。特に交付決定を受けた年度の末日までに完了しないことが予め予見されている場合に、県への報告・連絡を怠った時は、補助金の交付を受けられないことがあります。

Ⅱ．財産処分の承認について

　・本補助事業で取得した財産は、一定期間処分に制限があります

➢処分とは、取得した財産の転用、譲渡、交換、貸付、抵当権の設定又は廃棄を指します。

・制限期間は補助事業の完了日より「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を経過する日までです。

　業務車両の場合は総排気量2㍑以下が3年、2㍑超3㍑未満4年、3㍑以上5年となります。

・制限期間内に上記の処分される場合は、福岡県交通政策課へご連絡ください。なお処分の承認を得た場合であっても、耐用年数を経過する日までに処分する場合は、その期間に応じた補助金の返還が生じます。（処分により利益が出た場合は交付額の範囲内での返還も発生します。）

Ⅲ．その他留意すべき事項

　・補助事業についての収支簿を備え、補助金の使途を明らかにしておく必要があります。

・補助事業の支出額について、その支出内容を証する書類（契約書、請求書、領収書等）を整備して、収支簿とともに、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存する必要があります。

　・ユニバーサルデザインタクシー車両を導入する事業者については、国土交通省が令和元年11月19日付で一般社団法人全国ハイヤータクシー連合会あてに発出した「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について」を適切に運用してください。

　・ユニバーサルデザインタクシー車両については、九州運輸局が定めた車体表示について適切に表示マークを掲示することとしてください。

（横10㎝×縦10㎝）

・県の補助を受けた車両については、県が作成した飲酒運転防止に係る啓発ステッカーの掲示に御協力ください。